

防地地第11553号
令和3年7月1日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

防衛施設周辺対策事業補助金等により設置する類似関連施設の複合化
に関する指針について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

防衛施設周辺対策事業補助金等により設置する類似関連施設の複合化に関する指針

1 目的

この指針は、補助事業者等が、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）等の規定により交付する補助金等により設置する社会福祉施設、社会教育施設、コミュニティ施設等の類似関連施設について、土地の有効利用、経費の節減、多角的利用の促進等を図るため施設の複合化を計画する場合（このような目的で設置される施設を以下「複合施設」という。）に、当該複合化計画を円滑に推進するため、複合施設に係る事業計画、設計等に関する取扱いを定めるものである。

2 複合施設の事業計画について

複合施設の事業計画の審査に当たっては、次の事項について留意するものとする。

- （1）他の類似施設の整備状況、利用状況、住民の意向等を十分に把握し、また、他の施設との機能調整が十分行われているかどうか。
- （2）それぞれの施設の機能、利用計画等を踏まえた適切な規模の計画となっているかどうか。

3 複合施設の設計について

複合施設の実施設計の審査に当たっては、次の事項について留意するものとする。

- （1）複合施設の利用者の利便性及び施設の運営上の効率性等について十分検討されているかどうか。
- （2）それぞれの施設の機能、利用計画等に基づき利用計画を適正に設定し、集会室、研修室、談話室、図書室等の各施設ごとに計画する必要がある部分（以下「専用部分」という。）と廊下、階段、玄関、事務室等の各施設ごとに計画することが合理的ではない部分（以下「共用部分」という。）が明確に区分されているかどうか。
- （3）廊下等のほか、それぞれの施設で共用可能な部分について、積極的な共用化が図られているかどうか。
- （4）共用部分に係る補助対象面積及び経費については、原則としてそれぞれの専用部分の面積比により按分されているかどうか。ただし、この方法により算出することが著しく不合理と認められる場合には、建物の構造、設計内容

等を勘案の上、実情に即した方法により算出させるものとする。

(5) 防音工事を実施する施設とその他の施設との複合施設については、防音機能が損なわれないよう適切な措置が講じられているかどうか。

4 本省協議

この指針により難しい事案の処理に当たっては、処理案を作成の上、事案の所掌に応じ、地域社会協力総括課長と協議するものとする。